市民集会システム

磯部町まちづくり記録帖

－ 令和７年度の記録 －

令和８年７月

志摩市自治会連合会

磯部町自治会連合会

志　　摩　　市

－　目　　次　－

１　はじめに

２　まちづくり記録帖の内容

３　市民集会システムのフローチャート

４　前年度まちづくり市民懇談会 開催結果

５　前年度まちづくり市民懇談会 質疑応答集

６　地区別　要望一覧【志摩市への要望】

７　地区別　要望一覧【三重県への要望】

はじめに

志摩市は、平成20年8月に「志摩市まちづくり基本条例」を施行するとともに、同条例第29条に基づき「市民集会システム」を制度化しました。

志摩市と自治会が目指す市民集会システムは、自治会を基軸として各町で市民懇談会を重ね、地域の皆様から様々な貴重な意見を取りまとめ、協働をキーワードとして直接的に対話しながら、市民の声を市政に反映させる仕組みです。

また、市民集会システムは、地域の様々な課題に対して地域と行政が共に向かい合い話し合うことで、真摯に取り組み、実りあるものとするために、コミュニケーションを図る場でもあります。さらに、市民と行政がより良い志摩市のまちづくりを進めていくためにも、お互いに情報を共有しながら地域の課題解決に向けた取り組みを行い、意見を交わす重要な集会と位置付けています。

このまちづくり記録帖は、地域の課題や要望などの記録をまとめたものです。過去からの経緯が記録されていることにより、よりよいまちづくりを行うにあたり、重要な役割を果たしています。また、「過去に要望した事業はどの程度進んだのか」といった地区要望事業の進捗状況や要望管理の資料としての活用や、自治会役員が交代した時の地域課題に関する引継書としての活用も期待できます。

まちづくり記録帖の内容

１．目的及び効果

１） 市民との意見集約と市政への反映

市民からの意見については、どのように処理を行うのかを明確にするとともに、それぞれの地域課題に関する市の方針を説明し、広報・広聴、情報公開の記録集として、住民と行政の信頼関係を増進させます。

２） 地域コミュニティの推進

市民の自主的なまちづくりへの参画意欲の向上、地域の内発力・調整力の開発及びコミュニティづくりの推進を図ります。

３） 事業の効率化、計画的な地域づくり

多様な地域課題のなかで、優先順位が考慮され、計画的な地域整備や地域づくりを進めていきます。

４） 担当部局の明記

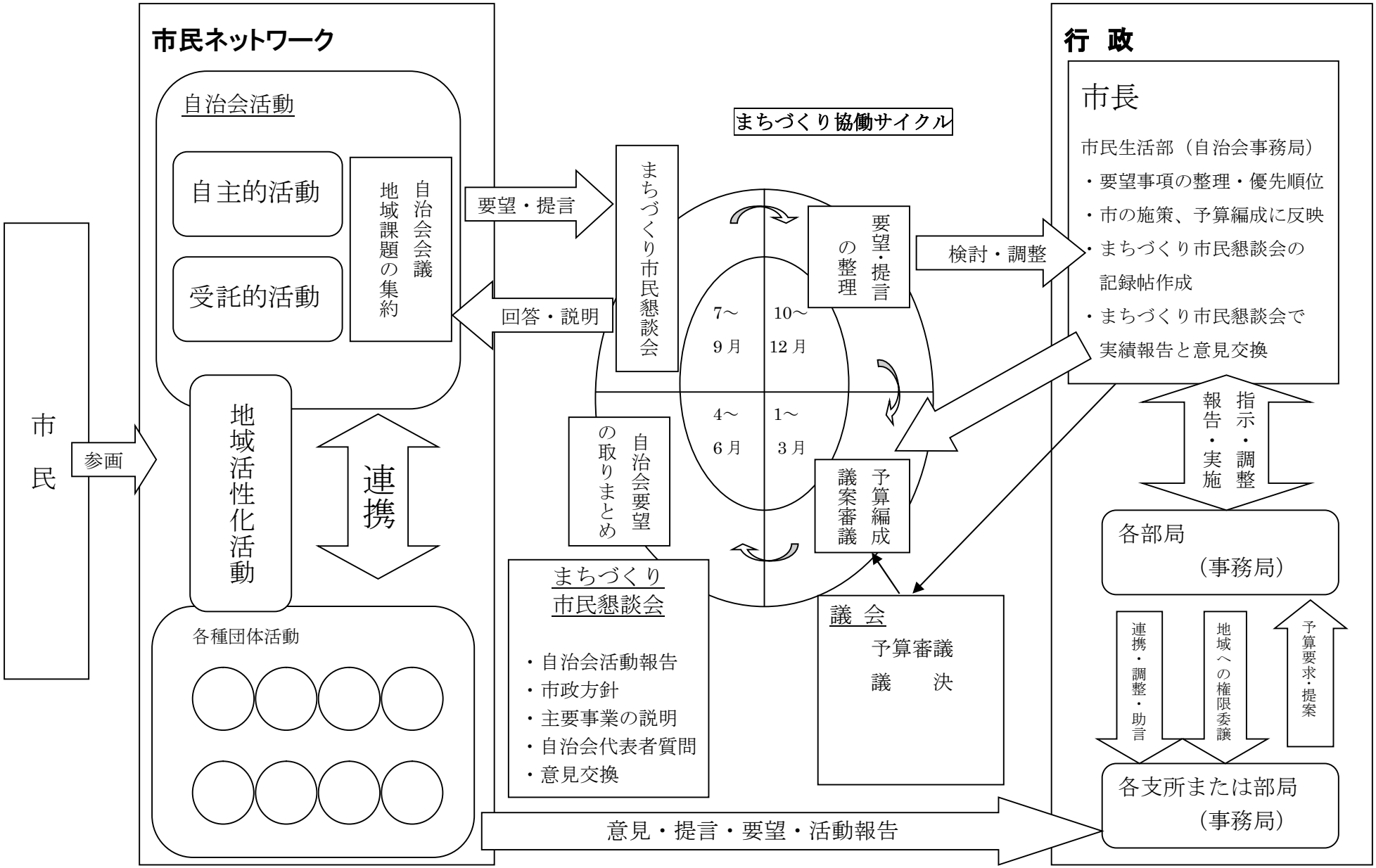
事業を行う部局を表すことにより、市民からの問い合わせを円滑に行うことができます。

２．事業の実現性の確認

各地区からの要望や意見については、市の担当部局が内容を精査して、次のとおりＡ～Ｆまでの６類型に分類し、事業の実現性等について表示しています。

Ａ　すぐに対応します。すぐに解決します。対応済みです。
Ｂ　翌年度に予算化し事業を実施します。翌年度から改善・制度化します。
Ｃ　次の実施計画に載せます。県等に要望し、事業採択を受けたら実施します。
Ｄ　今後、十分調査検討します。今後の施策に参考とします。
Ｅ　行政ではできません。自治会・個人でお願いします。
Ｆ　分類不能

【フローチャート】


市民ネットワーク
自治会活動
自主的活動
受託的活動
自治会会議
地域課題の集約
地域活性化活動
連携
各種団体活動
市民
参画
要望・提言
回答・説明
まちづくり市民懇談会
まちづくり協働サイクル
7～9月
10～12月
4～6月
1～3月
要望・提言の整理
自治会要望の取りまとめ
予算編成議案審議
まちづくり市民懇談会
・自治会活動報告
・市政方針
・主要事業の説明
・自治会代表者質問
・意見交換
議会
予算審議
議決
検討・調整
行政
市長
市民生活部（自治会事務局）
・要望事項の整理・優先順位
・市の施策、予算編成に反映
・まちづくり市民懇談会の記録帖作成
・まちづくり市民懇談会で実績報告と意見交換
指示・調整
報告・実施
各部局
（事務局）
連携・調整・助言
地域への権限委譲
予算要求・提案
各支所または部局
（事務局）
意見・提言・要望・活動報告

令和７年度　まちづくり市民懇談会　開催結果

地区	開催日	参加人数				自治会 代表者質問	参加者 当日質問
		一般	行政	自治会	合計		
浜島町	令和7年8月1日	28人	53人	32人	113人	5件	7件
大王町	令和7年7月29日	12人	67人	13人	92人	2件	0件
志摩町	令和7年8月6日	24人	38人	16人	78人	2件	5件
阿児町	令和7年8月4日	16人	51人	27人	94人	8件	2件
磯部町	令和7年8月18日	73人	45人	22人	140人	2件	15件
合　　計		153人	254人	110人	517人	19件	29件

磯部町自治会連合会

令和７年度
まちづくり市民懇談会

意見交換・質疑応答

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
●自治会代表質問 **１．地域集会施設に係る今後の取り組みについて** **【下之郷区長】** 自治会集会所施設の管理について、質問をさせていただきたいと思います。自治会集会所施設の管理については、先の６月議会においても一般質問の中で取り上げていただいたところですが、磯部町の現状を踏まえ、改めて質問をさせていただきます。現在、磯部地区には 27 の自治会があり、それぞれの自治会において、住民の生活を守り、向上させるべく日々の活動を行っているところですが、その活動の拠点となる地域の集会所、集会施設の管理については課題がいくつかございます。現在磯部町には自治会自らが自主財源で建築し、所有し、補助金を活用して運営している集会施設が 16 施設ございます。また、8 つの自治会は市の指定管理施設を利用し、え、活動の拠点としております。さらに、こうした公的な施設を有していない自治会も残念ながら、3 地区あるのが現状でございます。集会施設のない自治会においては今後できるだけ早い段階で、公的な集会施設を設けていただくことが今後の大きな課題となっておりますが合わせて、市の補助金制度により、施設の維持管理を行ってきた自治会においてはこれまでの補助金制度を見直し、指定管理制度による管理施設と同等の維持管理経費や施設修繕費等の予算措置をお願いしたいと考えています。かねてより磯部町内の自治会においてはですね、住民自身の意識が強く、地域のことは自らの責任において行うという考えのもと、多くの自治会ではその拠点である、集会施設を維持管理し活用をしてきました。その後市町村合併により、志摩市が発足する中で、磯部町以外の 4 町の自治会では市の所有する施設を活動の拠点とすることで、指定管理制度によりその維持管理費や	**【市民生活部長】** 令和 6 年度のまちづくり市民懇談会におきましても、地域集会所の施設のあり方につきまして、ご質問をいただいており、お答えしているところではございます。その後の進捗状況でございますが、令和 7 年 2 月に地域集会施設を所有されている 16 自治会を対象に各自治会のご意向を聞き取りにより把握させていただきました。市での直接管理、新たな集会施設の建設、維持管理費などの補助金の全額支給、津波浸水想定区域内にある施設の高台移転などのご意見を伺っております。ご意見につきましては自治会ごとに異なりますので令和 7 年 3 月に磯部町自治会連合会役員会及び総会におきまして意見を集約した一覧表をお示し、意見交換会を実施いたしました。引き続き磯部町自治会連合会の皆様のご意向を踏まえ調査研究を行っているところです。さらに、少子高齢化による人口減少や社会情勢の変化も踏まえ志摩市としての地域社会施設の現状や課題を精査してまいります。また自治会の皆様におきましては磯部地区における集会施設のあり方につきまして今後の展望から自治会としての方向性をご検討いただき今後も引き続き市と自治会が協働しながら積極的に協議を進めるよう進めて努めてまいります。自治会の皆様と今後も丁寧な対応を続けていく所存ではございますので、どうぞご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
修繕費は市が全面的に負担することとなっています。しかし、磯部町の自治会所有の集会施設への補助金制度は、平成 24 年度の志摩市集会施設等の補助金制度の制定により維持費の 1/2 そして修繕費の 1/3 が予算化され、現在に至っておりますが、他町の集会所施設の予算措置と比較すればその平等性が十分に担保されているとは言えません。また自治会によっては、施設自体の老朽化が進み、その維持管理経費も年々増加している現状がある中、将来的に施設の維持管理が困難になるとの思いを持つ自治会も多く、今後の自治会施設のあり方を真剣に考える必要があると考えます。自治会施設に関わる要望として「市で管理してほしい」と指定管理制への移行を考えている自治会もあれば「新たな集会所施設を作ってほしい」と老朽化による立替えや新たな集会施設の建設を要望している自治会があります。 また今の施設を区の資産と捉え、それを十分活用するためにも維持管理費など補助金を全額支給して欲しいと訴える自治会や津波浸水エリアにあるため安全なところに移転をしたいと災害への備えを第 1 に考え、住民の生命を守るための施設移転の要望など、自治会の現状によりその内容は様々ですが、どれもどれもが今まさにそれぞれの自治会で直面している課題であることに間違いはございません。自治会所有の施設であろうと市指定管理の施設であろうとその施設の果たす役割に変わりはありません。日々の自治会活動の拠点としてまた地区の行事や催しにおいて地区住民の集える場としてあるいは災害から住民の安全を守るための拠点としてそれぞれの地区になくてはならないシンボルであると考えます。そのシンボルが、地区住民にとって安心安全な施設であり続けるためにもそれぞれの自治会の現状に応じたきめ細かい支援、特に施設の維持管理費等について、指定管理施設	

要望事項等	回　　答
並みの補助金の増額を今一度強くお願いをさせていただきたいと思います。 できれば具体的な補助の増額等の話が聞けると良かったと思うんですけども、今後も話合いの方を進めて、いい方向に進めていければと思います。	
<u>２．河川管理と浸水冠水対策について</u> **【栗木広区長】** 私の方からはですね、河川管理と浸水冠水対策についての代表質問をさせていただきます。皆様ご承知の通りですね、磯部町は、面積が広く、他の４町に比べ道路や河川が多く、管理者である市や県の担当部局はその維持管理にご尽力いただいているところと感じております。 自治会でも自らの地域の環境整備活動として、道普請を始めとしたボランティア活動を行っています。しかしながら近年は地域の高齢化や人口減少による地域内労力の減少と空き家や耕作放棄地の増加により除草等作業量の増大が重なり地域の中でも活動エリアを厳選しなければならない状況があります。自治会としてもボランティア活動を継続的に行えるよう務めていきますが、美化パートナー等の経費の拡大や道路作業員の派遣など支援の強化についても引き続きお願いをいたします。本題に入りますが、集落内道路などの環境整備はボランティア活動でも可能ではありますが、地域内の河川における土砂の堆積や河川堤等の樹木や竹の処理はボランティアや個人の作業の範囲を超えております。県管理の 2 級河川では要望により堆積土の撤去を行っていただいておりますが、数年で元に戻ってしまいますので、引き続き市からも要望をお願いします。市管理の普通河川などは市の管理であるため堆積物の除去や樹木の伐採等の対応をお願いしま	**【建設部長】** 近年、高齢化や人口減少によって地域内のマンパワーが減少している一方で空き家や耕作放棄地の増加によって除草作業などの負担増大という現状は私どもも把握をしておるところでございます。そのような状況の中で自治会の皆様が活動エリアを厳選しながらもボランティア活動を継続されておりますことに改めて感謝申し上げます。市としましても、皆様の活動を今後も継続的に支援できるよう美化パートナー制度や原材料支給制度の経費拡大も含めてあり方の見直しをただいま行っておるところでございます。必要に応じた道路作業員による直営での環境整備などの支援強化について進めてまいりたいと考えております。ご指摘の通り集落内の道路環境整備やボランティア活動で可能な範囲がある一方で、河川における土砂の堆積や河川堤の竹の処理は個人や自治会での作業範囲を超えるもので専門的な対応が必要であると認識しております。まず県管理の 2 級河川における堆積土の撤去につきましては数年で元の状態に戻ってしまうという現状を踏まえ、引き続き市から県に対して継続的な堆積土の撤去を継続して要望してまいります。 豪雨や台風時の水位上昇リスクを軽減するためには定期的な河川の浚渫が、不可欠であるという風にも考えております。また市

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
す。特に近年の豪雨や台風では短時間で河川水位が上昇し、周辺道路や住宅へ悪影響を及ぼします。その要因として堆積土による河川の断面積の減少や河川堤の樹木の倒木や流木などの支障物による氾濫などがあります。 このような事態を避けるため事前の状況把握と堆積土や支障木等の撤去をお願いいたします。	が管理する準用河川や普通河川につきましても、堆積物の除去や樹木の伐採は市の重要な役割であると認識をしておるところでございます。近年の豪雨や台風による短時間での水位上昇が周辺道路や住宅へ及ぼす悪影器を避けるため河川の断面積減少につがる堆積土の除去、そして倒木や流木の要因となる河川堤の樹木の伐採につきましては、事前の状況把握の強化や定期的な巡回、市民の皆様方からの情報提供や自治会の皆様方からの要望を元に、早期に把握をして、河川の通水能力の維持向上に務めると共に、豪雨や台風などの気象状況に応じて、緊急性のある箇所については迅速な対応を行いたいと考えております。市民の皆様が安心して暮らせる地域づくりのために、市としても引き続き河川の適切な維持管理に務めてまいりますので、お気づきの点がございましたら今後も忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。
●当日参加者質問 **<u>１，学校給食・R167 の交通安全対策・池田川遊水地の管理について</u>** **【迫間区・磯部中学校運営教育会　Ｓさん】** 市長と自治会連合会の懇談会の中で磯部中学校の給食の話をさせていただきました。 その時に「唐揚げが急にちっちゃなった。」それから、「給食の食べる時間が短い。」「 酢の物は嫌や」という話で、市長にその時にお話をさせていただいて、現在、おかげ様で「唐揚げが大きくなった。」「 給食の食べる時間が 5 分延長になった」ということで「区長が代わって礼を言っといてください」っていうことでしたのでありがとうございました。	**【教育長】** 給食の件でありがとうございます。給食は、記憶に残る給食というテーマで、いろんな素材を使いながら工夫はしております。食べるものは非常に難しいですので、みんなが喜ぶというところは難しいですが、意見を聞きながら今進めているところですので、今後もメニューについては、豊富なものを用意しながらやっていきたいという風に思っておりますのでよろしくお願いします。それから食べる時間についてはこれまでにもずっとこう課題としてやってきています。 なかなか、時間を伸ばすことが難しい現状の中、磯部中学校で実験的に 5 分長くしていただいております。 それを踏まえ、またどんなことが可能かということで

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
それから、もう 1 つが 3 月 23 日に開通したバイパスのおかげで、朝と夕方の渋滞。この渋滞によるイライラっていう部分で、信号無視等も多々あり、ファミリーマート、南勢磯部県道 16 号の交差点で、磯部の中学校の子供が、接触事故を起こす寸前であったということがありました。開通してどんどんと交通量は増えて、そのおかげでイライラから信号無視するものも出てきたということで、非常に危険ということで、渋滞の時間帯とか子供らが部活で帰ってくる時間に合わせて、例えばあそこにパトカーを何日か置いてあげるとか、そういうことで交通事故の抑止になるように鳥羽警察の方へお願いして欲しいなということが中学校運営協議会のメンバーとしての意見です。 迫間区の自治会として、池田川の横にある遊水地広場。今日も県と話をしていたところ、県の方は志摩市の方が圧倒的にこの遊水地の土地は多いので、できたら志摩市に言ってくれっていうことでしたので、年に 1 回は綺麗にしてほしいということでよろしくお願いします。	他の学校も含めた対応を考えていきたいという風に思っております。 **【危機管理統括監】** 2 点目のパトロールの話ですが、道路の渋滞のお話については、以前から我々もお話を聞いていまして、警察の方にも要望する中で信号機のプランとか調整とかは一部やっていただいているところもあります。ご指摘いただいているところがパトロールの部分のようなところですので、先ほどの中学生の方が危ないに目に合われたところの部分は改めて場所の確認をさせていただきながら、我々の方から一度鳥羽警察の方にお話させていただきたいと思います。 **【建設部長】** 遊水地の件、やってほしい場所は大体わかりますが、改めてこの会議が終わってから「ここやで」っていう場所をお教えてください。県に相談しなくてはならないことか、「市に言ってくれ」っていう話もどうなのかもありますので、改めて場所の特定と県の方とも調整できる話なのかも整理をして対応したいと思います
<u>2，ハッスル号の見直しとライドシェアの早期実現</u> **【穴川区　S さん】** 磯部町の交通環境の見直しについてのお願いがあります。1 つは、ハッスル号の見直し。これまでに廃止されたバス停の復旧、それからを利用したノルートと同じ方式にしてほしい。それから磯部町はタクシーが来てくれないところなので一般の車で市民を運ぶシステムのライドシェアの実現をもう早くして欲しいと思います。	**【政策推進部長】** まず 1 点目のハッスル号のバス停の話ですが様々な意見を市民の皆様からのご意見を聞きながら市民サービスの向上になるようなバス停の設定を検討してまいりたいと考えております。 あともう 1 つのライドシェアと言いますか、タクシーの不足の部分については市内各場所、各町毎において、事情も異なってまいります。そんな中で、磯部町はどういう風な交通形態がいいのか、阿児町はどう

要望事項等	回　　答
	か、大王町はどうか、志摩町はどうか、浜島町はどうかというところをしっかり実証と言いますか実験もしながらですね、どういった方法がいいのかっていうところを今、検証しているような状況であります。こちらについても市民サービスの向上につがるような交通形態を進めてまいりたいと思います。
ＡＩを利用したノルート方式の採用はどうでしょうか?	ＡＩを活用した実験と言いますかそちらも今実施しているところでございます。それもですね、磯部町の状況に会うのかとか、どこの町ではどういった方法がいいのかっていうところをしっかりと検証実験もさせてもらいながら、検討してまいりたいという風に考えております。
私の実感としてはですね、磯部のハッスル号が割と利用しにくいというのは、タクシー会社の運転手の不足とか、こちらにタクシーを回す余裕がないというのが１つの理由かなと思っていますので、ライドシェアなど、すごく期待しておりますので、早い実現を希望しております。	
<u>３，圃場整備の河川水路の土砂撤去について</u> **【飯浜区　０さん】** 私の地区は、確か昭和 58 年ぐらいに圃場整備をやっていただきましたのですが、飯浜のまるみ地区というところで、川を自然の形から改修しまして、作板が 3 枚分のレベルがあるんですけど、今は作板の 1 番上まで上流部から流れてきた土砂で埋まってる状態なんですけども、こういったところの土砂の撤去というか、川底のレベルを圃場整備の完成時のレベルまで、上流部から大雨で流されてきた土砂を撤去していただくことが、行政の支援で可能なのかできないのか教えてください	**【水産農林部長】** 地理的なところとか、圃場整備のその状況、河川等の兼ね合いというのもあると思うんですけど、1 回その現場とですね、そういった状況でどのような状況でその整備したのかというところを含めまして、詳しい場所を教えていただいて、水産農林部の方で対応するか、河川でしたら建設部になりますので、その辺りを協議させていただいて対応させていただきたいと思います。

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
４，志摩市の物価対策及び各種電子化について **【元志摩市民　伊勢市在住　Ａさん】** 物価対策についてなんですけども、先ほど市長がプロジェクターの方で説明あったその商品券についてなんですけど、ただあの商品券だけ配るだけでいいのかなという感じで思っているんです。できれば志摩市民の方全員に、減税対策、今の消費税をなくすそういう取り組みの方が、期間限定でもいいので、そういった対策でもしていただくといいんじゃないのかなと。 ただ普通に券だけ 1 回ポッキリ配るのっていうのは、なんか国と一緒のようなやり方でどうなのかなと思いますのでそこはちょっと考えていただければ幸いです。 もう 1 点ですけども公式ラインとあとSNS の活用、電子決済、電子申請の強化、カード決済の 運用、これの取り組みについてちょっと市としてはどうお考えなのか、私としとはできればあの公式 LINE は実際登録はしているんですけどもあり方としてはできたら Facebook の方がいいのかなと思っております。電子申請ですけども、あまり市民に伝わってないのかなと思いますが、そこについてお聞かせ願いたいです。 さらにあのカード決済の運用なんですけども、私は伊勢市民として、水道料金のカード決済が始まっているんですよね。上下水道の。志摩でもそういう上下水道のカード決済化について取り組むことはご検討いただけますか。	**【政策推進部長】** SNS の活用の件ですけど、回答させていただきます。公式 LINE も含めてですね、市民の皆様が、より申請などのサービスを受けられやすいように、その部分の SNS の充実、それから電子申請の充実っていうのはこれからもどんどん向上させていきたいという風に考えております。それからカード決済につきましては今年から様々な手数料等についてカード決済ができるように行いました。それ以外に、様々なものにつきましては、また各担当部の方とも相談しながら、市民サービスの向上につがるようにしていきたいという風に考えております。 物価高等対策につきましては、今、水道料金の基本料金の免除っていうのをやっております。これは申請もなしに、そのまま基本料金を免除するということで 3 ヶ月間を続けているところです。様々な物価高等対策をですね、考えていかなければならないという風に思っております。また、今度国の方が、様々なことを今。報道ベースですけども、様々な物価高等対策についても検討しているというところの報道を受けております。 あの、その動向も見極めながら、市として市の状況も踏まえながらどういった物価高等対策が必要なのかというところをしっかり検討しながら、対応に当たっていきたいという風に考えております。 **【磯部町自治会連合会　副会長】** ちなみに消費税につきましては、国税ですので市の段階でどうという話ができませんでよろしくご理解お願いします

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
<u>５，津波警報発令に係る避難行動から</u> **【下之郷　Ｕさん】** 先ほど７月 30 日の津波警報発のお話がございました。今回、警報発令に伴う、区民の避難行動から見えてきた防災対策の課題についてお話をさせていただければと思います。この７月 30 日の津波警報発令において、下之郷区では 3 名の方が、区の指定避難場所に自主的に避難をしていただきました。それから 5 名の方は、それぞれの組の一時避難場所があり、その一時避難場所である高台に自家用車でそれぞれ避難をされました。その時には、近隣の高齢者の方にも声をかけて一緒に避難をしていただいたということもございます。また、下之郷にございます旭電機工場の従業員約 130 名の皆さんは、旭電機の避難場所として指定している下之郷地区の墓地の方に徒歩で避難をされています。この時は本当に暑い中での避難ということで実際動かれた従業員の方々は大変だったとは思います。その中から、この暑さの中の避難を「どうしたらいいのか」と課題も見えてきたように思います。それ以外にも多く課題が今回明らかになってきております。下之郷区というのは、津波による浸水被害が想定される区域に多くの方が居住しておりまして、地震発生時には津波により速やかに高台への避難をする必要がございます。しかし、高齢者や避難に支援の必要な方も多く、この６月に区の方で防災アンケートという形で、実施したアンケートがございます。そのアンケートによりますと５２名の方が避難する時に何らかの支援を必要としているという実態がございます。徒歩での避難と合わせて、要支援者の方には、自家用車での避難ということも考えておく必要があります。しかしながら、今の下之郷区にはそのような場所がないため、本年度から 2 年間で自動車での避難ができる避難場所の整備を区の事業として計画している	**【危機管理統括監】** 今回の津波の対応も含めて、区の方には色々とご苦労をかけておりありがとうございます。今回の地震津波においては、暑い中での避難であるとか、熱中症対策とかそういったものは全国的にも報道されているところでございます。補助金の部分については例えば避難所の手すりの整備とかいうようなものは、市の補助金がございますので、ご案内させていただきます。トイレとか備蓄につきましても市の大きな課題であります。先ほどおっしゃられたように分散備蓄の部分も課題です。この分散備蓄については、まず備蓄する先のスペースを確保するところが大きな課題でございます。区の皆様方のご意見も頂戴しながら今後どうやっていくのが 1 番得策なのかというところも含めて、検討していきたいと思っております。

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
ところでございます。現在、下之郷地区は細長い地形でございまして、その下之郷区の東側と北側の２箇所に車で避難ができ、 そして場合によっては、テントや車中泊での避難生活ができるそういう防災広場をイメージして、整地しそれぞれの場所に防災倉庫を設置する計画でございます。これは区の事業として行っておりまして、区の基金を取り崩し、進めているわけですけども、それだけでは十分な整備はできないものと考えております。本来なら、市の防災政策として進めていただきたい事業でございますが、その予算化を待っていてはいつ起こるか分からない南海トラフへの備えができない。それであるならばやむなく、区としてできることを区民の皆さんの理解を得ながら進めているそういう現状がございます。他にも、避難路や避難場所の安全のために手すりや夜間照明の設置をすること。それから旭電機からは、この避難された時の声として避難時のトイレの確保が非常に大変困った。あるいは、暑い中での避難でしたので飲料水、それから日陰の確保、そういった問題も今回の避難行動から見えてきた課題でございます。こういうことからも、区と地元企業との連携ということも大切だということも今回明らかになってまいりました。こうした課題を解決するためにも、市の備蓄品をできれば自治会の方に分散して、備蓄をさせていただく措置であるとか、今必要とされている防災対策への補助金を今すぐ支給していただけるそんな柔軟な対応を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか	

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
６，通信インフラの整備と住民税徴収について 【迫間：Ｋさん】 通信インフラの件と市民住民税の件でご質問したいと思います。そのバックグラウンドとして少しお話をさせていただきますと、僕は鳥羽市の生まれ育ちで、三重県以外のところでサラリーマンをやってですね、定年後にこちらに移ってきまして自分で仕事をやっております。今は年金をもらいながら仕事をやっているんですけども、こちらへ変わってきてですね、事業を開始する時に１番困ったのが、インターネット設備、通信設備がなくて、光回線が全くなくて、ケーブルテレビでやっとなんとかしのいだということなんです。先ほど市長の方からも観光の事業のことは非常に多くの政策のことをお話しされたんですけども、いかに住民を増やすかっていうことも大切なことだと思います。ちなみに鳥羽市の場合は、神鋼電機を追い出したから、住民が極端に減ってしまっているのではないかと僕は思っていまして、そういう意味では、ここでいかに仕事の場を作るか　志摩市で。この前のコロナの頃なんかは、リモートワークを非常に推進されたわけですけども、今僕仕事でいろんなところへ行って、色々な人と名刺交換をしますと、「三重県の志摩市ですか？すごく良いところですよね」ってみんなが言ってくれます。でも、実際に「僕んところへ来ます」と言う電話ももらいますが、「いや、来てもらってもバスもタクシーも走ってないし、シカやイノシシは走ってますが」というような話しか出てこないんです。交通の話はまだですけども、こちらで仕事の場を、個人でもできる、リモートでもできるようにするためには、やはり通信をいかに充実させていくかということも、ベースとして必要ではないかと思い、お話しさせていただきました。	【政策推進部長】 通信インフラの整備の件について、お答えさせていただきます。通信インフラについては、電気やガス、水道等同様に、社会を支える重要な基盤ということで大変重要なものであると認識しております。インターネット回線とか、光ファイバーとかのケーブルについても整備は進んでいるところではございますけど、携帯電話とかの部分については、一部山間部では通信しにくい部分もあると聞いたこともあります。 その部分については市民の皆さんからも携帯電話も入りにくいというようなところがあればお聞きしながら、携帯電話の会社の方に要望したりもしております。引き続き通信インフラの充実や整備については、市も努力していきたいと考えております。

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
それと税金の件ですけど、僕は年金もらいながら、事業で給与、収入があります。住民税が年金の方からも引かれて、給与の方は、特別徴税かなんかで払いに行かなくてはならないのです。誤解なのかもしれないですけれど、前年の年収に対して、住民税が決まってくると思うんですけど、それをわざわざ年金分と事業給与分に分けて請求し、わざわざ払いに行かされるっていうのは、市の行政としても無駄ですし、僕らも非常に無駄なことをさせられているなと思っています。年金の方から一括して引いていただけるようにしていただけたらありがたいなと思います。	**【総務課長】** 住民税、税金の関係のお答えですが、私は総務部ですが総務課でありますので、今の状況では税務の関係の回答ができませんので、後でご連絡先等お伺いさせていただいて、後日回答させていただきます
７，議会だより掲載記事について **【沓掛：Ｍさん】** 議会だよりが配られ見ました。公文書の偽造の問題ですけど、事務が停滞気味であったため上司の指導と同僚職員がフォローを行ってきたが、なんだかんだとしている間に年度末が迫って来て、偽装に走った、不正行為に走ったとここに記録としてたよりに載っているんですが、そういう状況を知っていながら放置していたという上司とか同僚職員との職場環境、彼がそんなこと言いにくいような非常にまずい職場環境だったのでしょうかね。こういう重要なことを相談できない環境はおかしいと思います。それとこれに関して、懲戒処分で済ましているようですけど、ご承知の通り余り言いたくないですけど、公務員は、犯罪とか不正行為をした時は告発しなければならないという刑訴法の規定がありますよね。これは訓示じゃなくて義務規定ですよね。形式犯とかそんな軽い罪ならともかくこれは社会公益に対する文書の罪ですから、どういう経緯で懲戒処分に至ったのか。これでは一	**【教育部長】** 教育委員会所属の職員が今回懲戒処分を受けた次第でございます。状況につきましては、載っているように、決裁文の印鑑を上司の分を購入して勝手に押したとか、そういった部分で何件か処分の対象となるような行為を行っておりました。職場環境につきましては、対象職員の方にも注意を促しながら事務を進めるように言っていたところでございます。 またそれに関して事務が遅れていた部分につきましては、他の職員も手伝いながら対応に当たっていたところではございますが、何分行為が行われたのが年度末でございます。年度末につきましては年度内に事業を完了しなければならないという状況の中で、本人が焦った気持ちの中で不正行為を行ってしまったと事情は聞いておる次第でございます。今後につきましては、そういうことがないように職場環境につきまして、風通しのいい職場環境作りに努めなければならないと反省しているところでございます。ただ、後半の懲戒処

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
般市民は分かりません。まずその辺りを説明いただきたいと思います。	分の部分につきましては、教育委員会部局ではないんですが、懲戒処分審査会というのがございまして、そちらの方で他の市町の状況の事例であったり、また、その行為に対する本人の反省とか、そういった部分も考慮しながら処分の内容について決定したものだと教育委員会の方は考えております。
ちょっと納得できませんけど、これ重要な文書の罪ですから。私は別に告発して刑事罰をかけようとかそういう話じゃなくて、そういう認識をしてもらいたいんです。軽々に済ませる話じゃないということ。認識はしておられると思いますが、市民は分からないんです。 重要なことは説明責任果たしてもらいたいと思います。 それでいくら期限が迫っているとしても、相談できない環境というのは、私には解せないです。相談できない、期限が迫ったら相談できないから犯罪に走るというのはこれは大の大人がやることではないです。しかも市の職員ですよ。これ猛省すべきだと思いますよ。普通のことではないんですよ。 これ刑法犯にちゃんと、きちんとこの国家的法益を犯している、社会的法益を犯しているという罪ですからね。 ただ別に刑事処罰の対象とするという話じゃないんですけどそうじゃなくてみんなもっと認識を持ってください。	
これも議会だよりで見たんですけど、金子議員が子供たちのお金の還元をということを言っていますが、小中学生の子供や保育所から PTA からこう不適切な寄付を受け入れているが、それがなんだかんだと分からないということをやっているんですよ。不適切とはどういう意味ですか？よくわからないですけど。市民に分かるように説明してもらえますか？	不適切な寄付と申しますか、PTA の方から子供たちのためにということで、様々な物品を寄付していただいたっていう実状がございます。 ただ、それに関しましては、本来、学校で使われる物品関係につきましては公費で賄うべきものであるという認識のもと、本来でしたら予算化して対応しなければいけないところを PTA 会費の方に頼ってしまったという実状がございます。その辺のところが、不適切であったという

要望事項等	回　　答
	認識のもとで議員からの一般質問を受けたところでございます。
それは説明になっていませんよ。 PTA から不適切って、これは金品をもらったことですか?	金品ではなく、 PTA の会費で買っていただいた物品を寄付していただいたという状況がございます。
物品を買っていただいたことに、把握していませんとか言っていますけど、そういうことはありえないんじゃないですか。議会だよりを見ますとどう使っていたのかと言って、お金どうするという 質問がありますけどお金もらったのではないですか？過去に遡って PTA にはお金を返金すべきだと議員は言ってますよ。	実際に子供たちが使う備品とかです。例えば清掃道具とかです。そういったものを、PTA の会費で、買っていただいて、その買っていただいた物品を、その該当する PTA の学校に寄付したっていう状況がございます。現金で頂いた訳ではございません。
それは何も把握とかいう話じゃなくて、別に問題はないやないですか? 何が不適切な寄付行為になるんですかね。	もう 1 つ、深いところでお話しますと、PTA につきましては、団体自体はですね、任意の団体でございます。本来でしたら、会員が自分の意志で、入会されてその会の中で、寄付をして子供たちのためにという部分であれば、内容にもよりますけども、そういった方法で確認が取れておれば、寄付していただけるものもあったのかもしれませんが、今の現段階におきましては、全国的な部分もあるんですけども、しっかりとしたその各会員として、 PTA に申し込むような形式もとってございませんし、中には後付けで物品を購入して寄付していただいたっていう実状もございますので、そういった部分を捉えながら、言葉足らずな部分があったかもしれませんが不適切なというようなことで、議会だよりの方には、載っているものだと考えております。
その説明は分かりにくいです。それならそうだと適正だと説明すればいいじゃないですか。極めて不明朗な資料ですよ。一般の市民に分かりやすく説明をしてもらいたく	**【市長】** ご存知の通り、行政二元代表制ですので、議会だよりは議会事務局と議員の皆さんがご協力して、議会だよりの委員会のような

磯部地区【Ｒ７まちづくり市民懇談会】

要望事項等	回　　答
よろしくお願いします。 十分わかってます。一般市民に出してるわけですので、自分の発言とかも載るわけですからそこは分かりように協議してやっていただくようよろしくお願いします。	ものも含めて、構成をしておりますので、中の文言等々、我々も答弁できるとこは今お答えさせていただいたわけでありますが、是非、議会の皆さんにもお問い合わせをいただきながら、整合性を図っていただければと思います。あくまで、議員の皆さんの発言は、それぞれの議員の皆さんのお立場で、責任を持って発しておられてるという風なことも感じておりますし、執行部の発言においては私の責任のもと執行部全てが答弁をしているということでご理解いただければと思います。どちらにせよ議会だよりにおいては二元代表制ということで管理が、議会事務局側ということをご理解いただければと思いますのでよろしくお願いします。

磯部町自治会連合会

地区別要望事項一覧

【志摩市への要望】

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	五知	R7	普通河川五知川（左岸） 農道護岸の復旧					D	【建設整備課】 対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。 【農林課】 農道につきましては補修方法等を検討していただいた後、原材料支給等の検討をします。	建設整備課 農林課
磯部	五知	R7	普通河川五知川（左岸） 護岸崩落の復旧					D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	五知	R7	五知47-7付近（国道167号五知交差点周辺）に防犯灯を設置してほしい。					B	令和8年度に対応予定です。	防災危機管理課
磯部	五知	R5	地蔵口川の堆積土砂除去			D	D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	五知	R4	普通河川五知川左岸の法面修理		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	五知	R4	市道五知線　道路補強及び幅員の確保		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	五知	R3	地蔵口川左岸の護岸工事要望	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	五知	R3	市道上五知線の舗装工事	D	D	D	D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	五知	R2	市道上五知第一里線　道路補修	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	五知	H30	市道五知線路肩石積みの修繕	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	五知	H30	市道五知線の舗装修繕工事	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	五知	H28	前田橋から下五知方面の側溝を蓋付きにしてほしい。道幅が狭いので、対向時に脱輪する要因になるので、蓋付きの側溝を要望する。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	沓掛	R5	市道上垣外線への側溝整備			D	D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	沓掛	R5	市道沓掛山田線の沓掛350番地付近への雨水排水路整備			D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	沓掛	R4	市道沓掛線　側溝蓋掛整備		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	沓掛	R4	市道沓掛線　溝右側法面と排水溝の整形		D	D	D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	沓掛	R2	沓掛区内　ごみ集積場新設の依頼	D	D	D	D	D	ごみ集積所の設置には、設置に関する内規がありますので、設置基準に照らし合わせ判断します。	環境・ごみ対策課
磯部	沓掛	H27	市道沓掛山田線側溝整備要望	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山田	R7	市道山田第１里線　自動車通行時における側溝蓋（T氏宅横からY氏宅横まで）のガタツキによる音の改善					A	令和7年度に対応済みです。	建設整備課
磯部	山田	R7	県道鳥羽磯部線（47号線）付近の電柱（61コ875・電柱番号不明）及びへの防犯灯2箇所新設					A	令和7年度設置済みです。	防災危機管理課
磯部	山田	R5	市道青峰線の排水路整備			D	D	D	側溝蓋の変更については令和5年度に対応済みです。 反対側への排水路の設置については、現状緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	山田	R4	市道山田中線　排水路改修		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山田	R3	小谷川下流の土砂撤去	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山田	R1	市道奥部開拓線　側溝の整備	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	山田	H30	市道山田松尾線・山田堅子線の道路整備・樹木伐採 一部区で対応した	D	D	D	D	D	一義的には、民地からの樹木は、民法上、土地所有者が管理することとなっているため、適切な伐採等の管理をお願いしています。 なお、幹線道路等において、樹木が生い茂り危険な状況である場合には、樹木伐採予算の活用や道路作業員による対応など、計画的に伐採作業を実施します。	建設整備課
磯部	山田	H27	市道山田第一墓線路面補修	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山田	H24	市道山田世古線　道路拡幅要望　L=14.5m　W=2.2m 当該市道と農道（堤防敷）交差点付近の道幅が狭く、救急車、タクシー等の通行に支障をきたしている。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山田	H24	市道山田里中線　舗装補修要望　L=50m　W=1.8m 路面の老朽化による、舗装補修要望。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山田	H22	市道山田中線法面補修　L=20m　W=2.5m　H=1m 道路の法面部分が崩壊し、道路部分に及びそうである。調査し、対処して欲しい。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山田	H22	普通河川子谷川護岸修復　L=25m 以前に、災害にて崩落した箇所を一部修繕した経緯があるが、修繕箇所以外の崩落が進んできている。また、イノシシが川を渡って畑を荒らしにくるため、護岸が崩落する。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山田	H17	山田分校跡線(1032)側溝新設、現況は素堀側溝　L＝79.0m	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	上之郷	R6	準用河川種川及び農業用排水路の泥・雑草の除去				D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	上之郷	R6	市道上之郷青墓線の側溝改良工事				D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	上之郷	R4	市道青線　樹木伐採と側溝の改良工事		D	D	D	D	一義的には、民地からの樹木は、民法上、土地所有者が管理することとなっているため、適切な伐採等の管理をお願いしています。 なお、幹線道路等において、樹木が生い茂り危険な状況である場合には、樹木伐採予算の活用や道路作業員による対応など、計画的に伐採作業を実施します。	建設整備課
磯部	上之郷	R1	準用河川種川の護岸工事及び土砂撤去（延長60m） 護岸工事の続きをお願いしたい。 H氏宅付近、泥が溜まり臭いがする。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	上之郷	H24	市道上之郷墓線　道路冠水防止対策要望　L=20m 近鉄線線路下水路暗渠があるが、年に何回か大雨により水量が増えオーバーフローし道路が冠水する。暗渠の拡幅をお願いしたい。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	上之郷	H23	市道上之郷墓線　舗装改良要望 片側のコンクリート路面と地面に接する間に空洞ができ、また、法面が崩落しており、雨水が路面の両端に流出している。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	上之郷	H20	準用河川種川護岸堤防整備(上之郷字谷田289番地付近)　L＝50m、W＝2m 現場は、昔のままの堤防で私有地が侵食され護岸も崩壊の一途をたどっている。要望箇所の前後は工事が終わっており、同じような護岸整備を行っていただきたい。 既設のコンクリート堤防(約10m)が崩壊して、川側に倒れており、現在川の増水で川幅が浸食で拡大中ですので、早急に予算化をお願いします。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R7	市道東線(県道南勢磯部線との合流手前)　舗装面の補修					A	令和8年度に対応予定です。	建設整備課
磯部	下之郷	R7	市道下之郷墓線　側溝未整備区間の側溝整備及び路肩補強					D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R7	市道精励第一支線　Y氏宅前の暗渠排水路の暗渠部点検及び浸水補修					A	令和8年度に対応予定です。	建設整備課
磯部	下之郷	R6	一時避難所への誘導灯設置及び避難所通路への転落防護柵の設置				C	B	避難路整備は、重要な防災施策の1つと考えております。 「地域防災力強化事業補助金」の活用に向け、予算確保を含めた協議・検討をさせていただきます。	防災危機管理課
磯部	下之郷	R6	避難所案内板の最新版への更新				B	A	令和7年度対応済です。	防災危機管理課
磯部	下之郷	R5	市道下之郷線の冠水対策工事			D	D	D	令和5年度に冠水対策の検討を実施しました。対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R5	市道東第三支線の冠水対策工事(道路の嵩上げ)			D	D	D	令和5年度に冠水対策の検討を実施しました。対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R5	市道下之郷平野線の舗装工事			D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R4	下之郷地内　内水排水対策		D	D	D	A	令和5年度に冠水対策の検討を実施しました。 令和8年度に対応予定です。	建設整備課
磯部	下之郷	R4	市道下之郷墓線、下之郷第一墓線　側溝新設		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	下之郷	R4	市道里上野線　転落防止柵設置及び法面補強		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R4	市道下之郷第一墓線　側溝改修、路肩保護及び転落防止 水路の法面保護		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R3	市道下之郷第一墓線　路肩補強要望	B	D	D	D	D	令和3年度に一部対応済みです。その他の対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R2	市道下之郷線　道路舗装と側溝改良、及び擁壁新設等による冠水対策	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R2	市道下之郷線及び市道東第三支線　内水排水対策	D	D	D	D	A	令和5年度に冠水対策の検討を実施しました。 令和8年度に対応予定です。	建設整備課
磯部	下之郷	R2	市道下之郷墓線、市道下之郷第一墓線　側溝及び路肩整備依頼	D	D	D	D	D	令和3年度に一部対応済みです。その他の対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R2	下之郷地内（1493番地付近）排水管整備要望	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R2	市道下之郷沖田線　道路の補修	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	R2	市道下之郷沖田線　道路側溝流末部分の整備	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	H25	市道下之郷線　舗装等整備要望　L=200m　W=3m 慈航庵付近から県道南勢磯部線への取付付近までの間、路面の老朽化により凸凹の悪路状態が多いため、舗装等の整備を要望します。 また、その間の一部が低く、高潮・大雨時に浸水するので改善を図っていただきたい。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	H25	市道下之郷第一墓線　側溝補修要望　L=10m 既設道路側溝（U字溝で生活排水を兼ねている）の一部が傾き、排水等が近隣の土地（耕作地）に流入し、迷惑をかけているため、至急調査のうえ対処願います。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	下之郷	H19	下之郷東第一支線道路拡幅　L＝125m	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	飯浜	R7	市道飯浜里第2支線　土手法面崩落の修復					A	令和8年度に対応予定です。	建設整備課
磯部	飯浜	R6	市道飯浜線の側溝・舗装改良工事				D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	飯浜	R6	市道飯浜里第8支線の冠水対策（嵩上げ）工事				D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	飯浜	R6	消防団車庫・詰所の建替え工事（コミュニティセンターとの複合施設）				D	D	対応については自治会との協議を踏まえて検討し、優先度の高い事業から 実施します。	消防総務課 磯部支所
磯部	飯浜	R5	市道飯浜的矢線の支障木伐採			D	D	D	一義的には、民地からの樹木は、民法上、土地所有者が管理することとなっているため、適切な伐採等の管理をお願いしています。 なお、幹線道路等において、樹木が生い茂り危険な状況である場合には、樹木伐採予算の活用や道路作業員による対応など、計画的に伐採作業を実施します。	建設整備課
磯部	飯浜	R2	市道飯浜里中線の改良工事	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	飯浜	R2	市道飯浜里第8支線の舗装工事	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	飯浜	H29	避難所兼集会所の建設	D	D	D	D	D	集会所施設につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業等の活用もあります。 また、津波浸水想定区域外に施設がない浜島町南張地区において、自治会との協議により高台に仮設テントの配備を計画しています。 他の地区において同様の状況であれば自治会と相談させていただきます。	防災危機管理課
磯部	飯浜	H17	飯浜的矢線(115)、側溝工事	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵利原	R7	市道磯部ふれあい公園線（国道167号寄り側）　制限速度路面標示及び注意喚起対策					D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵利原	R6	市道鸚鵡石線の路面修繕改良工事				D	D	令和8年度に一部対応予定です。残りの部分の対応については優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	恵利原	R6	市道磯部ふれあい公園線沿いの恵利原622-3付近に道路反射鏡を設置してほしい。				D	D	自治会と協議し、検討します。	防災危機管理課
磯部	恵利原	R4	市道上之郷恵利原線　交通事故防止対策要望		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵利原	R3	市道鸚鵡石線　舗装面の経年劣化（R5未実施分）【R5：側溝のつまり、土砂の撤去は実施済】	D	D	A	D	D	令和8年度に一部対応予定です。残りの部分の対応については優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵利原	R3	市道前嶋線　大正橋ごみ集積所付近転落防止の柵設置要望	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵利原	H28	市道磯部ふれあい公園線　側溝蓋設置要望 夜間歩行者が側溝に足を踏み外し、重傷を負いました。子どもたちも通学する道路ですので、安全確保のため側溝蓋設置を要望します。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵利原	H28	市道前嶋線　排水路修復要望 道路の空積みを活用した暗渠で経年により空積みの石が崩れかけている。水量もあり、また車両通行の要であるので修復を要望します。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	川辺	R7	2級河川磯部川下流及び私有地（穴川船着場）・2級河川池田川（三柳沖）の放置廃船の撤去指導					A	令和7年度、所有者調査を行いましたが、不明につき、令和8年度予算において、撤去予定です。 河川箇所については、管理者である三重県に依頼済みです。	下水道課 環境・ごみ対策課
磯部	川辺	R7	神路ダムに係る全壊時及び豪雨による越流時の下流への水害影響想定の住民周知について					D	平成24年に南海トラフ地震発生時の神路ダム堤体のシミュレーションによる検証を行った結果、十分な安全性が確保されており、堤体の崩落等は起こらないことを確認しています。 豪雨時の越流についてですが、満水時には流入した雨量がそのまま下流へ流出する「自然越流」という状態で、地形としてダムが存在しない場合と同様の流出状況となります。ダムの存在によって下流に悪影響を与えることがないと判断しております。	水道工務課 水道総務課
磯部	迫間第一	R6	市道迫間第１里線と県道南勢磯部線との交差点付近への防草コンクリート舗装工事及び草刈				D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	迫間第一	R5	市道迫間山原線の道路舗装修繕・路肩修繕（排水側溝含む）及び枝木伐採			D	D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	迫間第一	R3	市道迫間築地線　側溝整備	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	迫間第一	H30	市道恵利原迫間線終点付近の土手崩れ防止対策	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	迫間第一	H28	市道迫間第一里線　路面の補修30m（石積み補強） ※里中の生活道路であり、早急に対応願いたい。 市道迫間長坂線　路肩、路面の補修　（済） 市道亀垣外線　路肩、路面の補修　（済） 市道北木津線　側溝の整備20m　（済） 市道南木津線　側溝の蓋かけグレーチング6m　（済）	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	迫間第一	H28	市道恵利原上所線　路面の補修を願いたい。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	迫間	R7	遊水地周辺除草作業					D	現状、緊急性が低いと判断されるため、極めて対応困難です。美化パートナー事業をご活用ください。	建設整備課
磯部	迫間	R4	市道あすなろ団地住宅線、迫間向井山線、山原峠向井山線　除草及びコンクリートうち		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	迫間	R2	市道あすなろ団地1号線　歩道横の防草対策	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	迫間	R2	市道迫間向山線　大谷川付近の擁壁の対応	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	迫間	R2	迫間地内の公園（3ヵ所）の除草作業	B	A	A	A	A	該当の公園の除草・伐木は、予算の範囲内で継続して行っています。 （長岡公園・網掛公園：都市計画課　対応） （長岡東公園：建設整備課　対応）	都市計画課
磯部	築地	R7	市道築地恵利原線（甑橋付近）　道路陥没補修					A	令和8年度に対応予定です。	建設整備課
磯部	築地	R7	普通河川長坂川　草木伐採					D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	築地	R5	市道北河内線の路面排水路改良工事			D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	築地	R5	農道谷広線の道路路拡幅・路肩補強工事			D	D	D	補修方法等を検討していただいた後、原材料支給等の検討をします。	農林課
磯部	築地	R3	池田川支流七尾川左岸　崩落復旧要望	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	築地	R3	市道第2下外戸線　橋梁の鉄柵及び金網の早期復旧	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	築地	R2	市道築地宇治山線　道路補修 R2未着手の部分	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	築地	R2	市道築地第二里線　道路補修	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	築地	R2	市道築地朝本線　道路補修	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	築地	H25	農道道丸線　道路補修要望　L=70m 柳ケ谷手前の路肩が崩落しており、車両の通行が大変危険である。区有林の植林も多く、火災等による災害時に対応できるよう、道路補修を要望。	D	D	D	D	D	補修方法等を検討していただいた後、原材料支給等の検討をします。	農林課
磯部	山原	R7	市道悪沢新畑線　コンクリート路面の補修					D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山原	R7	市道築地山原線　道路改良工事（舗装・側溝破損・降水量に対応した側溝構造等）					D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山原	R7	山原15-3付近に道路反射鏡を設置してほしい。					D	自治会と協議して検討します。	防災危機管理課
磯部	山原	R5	S氏宅　裏地の土手（農道12209）			D	D	D	補修方法等を検討していただいた後、原材料支給等の検討をします。	農林課
磯部	山原	R5	H氏耕作地　土手崩れの整備（農道12084）			D	D	D	補修方法等を検討していただいた後、原材料支給等の検討をします。	農林課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	山原	R5	準用河川妻夫子川の護岸整備（災害・継続）			A	A	A	令和5年度に対応済みです。	建設整備課
磯部	山原	R5	市道築地小河線のアスファルト舗装整備			A	A	A	令和5年度に対応済みです。	建設整備課
磯部	山原	H30	市道山原寺線と市道築地山原線の側溝改良 区内優先順位　第2希望 樹木葬の車両が脱輪（グレーチング設置）	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	山原	H24	市道山原峠向井山線　舗装要望 水道弁付近の舗装が陥没しているため、再舗装を要望。	D	D	D	D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	山原	H20	築地山原線(126)アスファルト舗装及び側溝修繕　L＝150.0m　W＝2.6m 区内優先順位　第3希望 車両が脱輪。降水が畑に流出など。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	栗木広	R3	市道築地線　中小河付近の路肩崩落箇所の修復	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	夏草	R7	カーブミラーの鏡面劣化による鏡面取替（3箇所）					A	令和7年度対応済みです。	防災危機管理課
磯部	夏草	R4	無番地の水路修繕		D	D	D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	夏草	R4	迫間池堤防改修及び安全管理		C	D	D	D	地震・豪雨耐性評価・劣化状況評価業務をR4・5年度に実施し、今後、防災事業を県と協議し危険度の高いため池について優先順位を定め、対応していきます。なお、現在、磯部町にある六呂瀬池の防災工事に着手しております。 また、看板等の資材につきましては、原材料支給により対応します。	農林課
磯部	夏草	H26	消防車庫建て替え 現在の車庫は老朽化が著しく、大地震発生時に最初に倒壊するのではないかと思われるので大至急建て替えをしていただきたい。	D	D	D	D	D	津波浸水区域内にある、又は老朽化が激しい等の理由により更新が必要な詰所や格納庫が複数あることから、限られた予算の中で精査検討をさせていただきます。	消防総務課
磯部	夏草	H20	市道夏草峠線(137)の道路改良(拡幅)　L＝400m　(全線) 地区の幹線道路。延長約400m。幅員2.5～3.0m。本地区は住民の安全を確保するため、別の市道も幅員4.0mに改良中。改良には地区をあげて取り組み、地権者の了承も得ている。全線改良を望むが、特に事故が多い見通しの悪いカーブ改良を優先して欲しい。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	桧山	R4	普通河川奥山川　護岸崩落及び路肩の沈み込み修繕要望		D	D	D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	桧山	R4	準用河川桧山川　葦の除去及び土砂の撤去要望		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	桧山	H28	市道桧山長原線 ひび割れによる損傷が著しく通行に支障が出るため。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	穴川	R3	市道穴川浅野線　道路改良、舗装及び側溝（蓋）整備	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	穴川	R2	普通河川黒岩川支流（穴川1503付近）護岸整備	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	穴川	H25	市道小新道線　路肩修繕要望　L=5m　W=1.5m　H=3.5m 路面に深い亀裂が入り、路肩が下の川側に傾き崩落の危険性がある。	D	D	D	D	D	令和3年度に崩落個所について対応済みです。その他の対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	穴川	H24	市道新道線　側溝新設要望　L=50m 「まんてん」前において、降雨時に水がはけないので、道路が池状態になる。	D	D	D	D	A	令和8年度に対応予定です。	建設整備課
磯部	穴川	H18	丸美線(141)側溝新設、O.H氏宅～O.S氏宅　L＝30.0m	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	穴川	H17	新道第二支線(1154)、側溝新設、O氏宅付近	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	坂崎	R6	市道坂崎里中線の幅員拡幅改良工事				D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	坂崎	R5	磯部町坂崎297付近　防犯灯新規設置。			D	D	D	自治会と協議し、検討します。	防災危機管理課
磯部	坂崎	R2	坂崎地内　高潮による冠水防止対策	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	坂崎	R2	市道ユースホステル線　転落防護柵の設置延長	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	坂崎	H29	市道坂崎中央線の拡幅（S氏宅～O氏宅間）	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	坂崎	H29	準用河川坪井川の堆積土砂除去と樹木伐採	D	D	D	D	D	堆積土砂除去については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。 樹木伐採について、一義的には、民地からの樹木は、民法上、土地所有者が管理することとなっているため、適切な伐採等の管理をお願いしています。なお、幹線道路等において、樹木が生い茂り危険な状況である場合には、樹木伐採予算の活用や道路作業員による対応など、計画的に伐採作業を実施します。	建設整備課
磯部	坂崎	H25	市道ユースホステル線　市道認定要望 坂崎字長磯地先、県道磯部大王線からの分岐部分の市道は、坂崎生産森林組合の所有となっている。調査のうえ、市道として整理（登記）してもらえるようお願いしたい。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	坂崎	H23	市道ユースホステル線　舗装要望　L=1,400m　W=3m 国道167号バイパスの新設に伴い、車両通行が増えることが予想される。市民の要望も強い。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	坂崎	H22	市道鵜方線舗装改修工事　L=1,100m　W=2～3m 区民センター先～鵜方境界 舗装がえぐれてくぼみが多く、事故の危険性が高い。アスファルト合材で応急処置して欲しい。 ※全体的にクラックが多く、表面が磨耗し劣化している。恒久的処置としてオーバーレイして欲しい。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	坂崎	H21	市道坂崎鵜方線（旧農道大方線）拡幅及び側溝整備　L=800m　W=2.5m 国道167号鵜方・磯部バイパスの開通に伴い、農道への接続道路が作られる予定であるので、道路の拡幅と側溝の整備を要望します。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	坂崎	H17	ユースホステル線側溝整備	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	三ケ所	R2	市道三ケ所線　側溝の延長、防草コンクリート整備	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	三ケ所	H22	R7県→市要望へ移動（現在、県道阿児磯部鳥羽線は志摩市へ移管済で市道国府三ケ所線となっているため） 旧県道阿児磯部鳥羽線（現在の市道国府三ケ所線）側溝蓋掛け　L=230m 側溝のつまり及び排水不良のため、民地が冠水する。	C	C	C	C	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	三ケ所	H21	R7県→市要望へ移動（現在、県道阿児磯部鳥羽線は志摩市へ移管済で市道国府三ケ所線となっているため） 旧県道阿児磯部鳥羽線（現在の市道国府三ケ所線）の樹木伐採　L=400m 旧県道阿児磯部鳥羽線（現在の市道国府三ケ所線）の旧町営住宅入口よりH氏宅までの道路は幅員も狭く、樹木が覆い茂っているため、道路の中央を走行し危険であるので早急に対応をお願いしたい。	C	C	C	C	D	一義的には、民地からの樹木は、民法上、土地所有者が管理することとなっているため、適切な伐採等の管理をお願いしています。 なお、幹線道路等において、樹木が生い茂り危険な状況である場合には、樹木伐採予算の活用や道路作業員による対応など、計画的に伐採作業を実施します。	建設整備課
磯部	三ケ所	H18	大日線(1174)舗装破損箇所の打換	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	三ケ所	H17	田ナジコ線(1178)舗装補修　舗装が下がり擁壁裏面に水が流れ込み転倒の恐れ L＝12.0m　W＝2.0～2.5m	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	三ケ所	H15	幹線道路の全面オーバーレイ舗装	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	渡鹿野	R7	市道和部線　渡鹿野対岸の旧つたや駐車場沿いの一部への駐車禁止表示					D	鳥羽警察署、道路管理者、土地所有者等の関係機関と調整し、検討します。	防災危機管理課
磯部	渡鹿野	R7	市道ツナエ線（1256）の路面路肩方への傾斜に係る補強					D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	渡鹿野	R6	防犯灯(I0699)を大東丸アパート279-3付近に移設してほしい。				B	A	令和7年度移設済みです。	防災危機管理課
磯部	渡鹿野	R2	市道渡鹿野第８里線　側溝蓋のがたつき改善、道路補修	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	渡鹿野	H30	渡鹿野と渡鹿野対岸の待合室は区民だけではなく渡鹿野島に渡る観光客、島の事業所に勤める従業員や出入り業者等多くの方が利用する公共の用に利用されています。これは渡鹿野区と観光業者とによって建設から管理運営を実施していますが、そのための出費も当地区にとっては厳しいものになってきました。前述のように公共のものとして志摩市による管理運営を考えていただきたくお願いします。	D	D	D	D	D	引き続き検討し、今後の施策の参考とします。	観光・プロモーション課
磯部	渡鹿野	H29	渡鹿野１番地志摩市焼却場の撤去	D	D	D	D	D	計画的に除却していきます。	環境・ごみ対策課
磯部	渡鹿野	H28	県道514号線から渡鹿野の対岸（阿児町国府和部）に至る旧道の路面の凸凹がひどいので修繕をしていただきますようお願いいたします。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	渡鹿野	H18	ツナエ線(1256)道路改良	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	渡鹿野	H18	渡鹿野寺線(1180)側溝蓋設置	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	渡鹿野	H16	消火栓の増設　240番地付近	D	D	D	A	A	令和7年度に設置しました。	消防総務課
磯部	的矢	R7	市道迫間的矢第1支線　県道鳥羽磯部線との取付道路の改良					D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	的矢	R5	市道長官山線へ覆いかぶさった雑木の撤去			D	D	D	一義的には、民地からの樹木は、民法上、土地所有者が管理することとなっているため、適切な伐採等の管理をお願いしています。 なお、幹線道路等において、樹木が生い茂り危険な状況である場合には、樹木伐採予算の活用や道路作業員による対応など、計画的に伐採作業を実施します。	建設整備課
磯部	的矢	R5	市道寺山線の路面凹凸改修及び道路に張り出した雑木の撤去			D	D	D	路面の凸凹については令和8年度に原材料支給により対応済みです。 また、一義的には、民地からの樹木は、民法上、土地所有者が管理することとなっているため、適切な伐採等の管理をお願いしています。 なお、幹線道路等において、樹木が生い茂り危険な状況である場合には、樹木伐採予算の活用や道路作業員による対応など、計画的に伐採作業を実施します。	建設整備課
磯部	的矢	R4	的矢駐車場及び周辺道路の嵩上げ工事		D	D	D	D	【建設整備課、磯部支所】 対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	磯部支所建設整備課
磯部	的矢	R4	市道大的矢里線　道路嵩上げ工事		D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	的矢	R4	市道小的矢広線の改修工事		D	D	D	D	現状、緊急性が低いと判断されるため、引き続き状況を注視します。	建設整備課
磯部	的矢	R3	市道的矢本ノ坂線　西側側溝の改修	B	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	的矢	H25	避難路確保対策　階段設置要望　L=16m　W=1.4m 市道的矢日和山線は、7番組の避難路となっていますが、坂の上り左側は急傾斜防塞工事がされていなく、右側は石積みであり、南海トラフ地震を考慮すると崩落し避難路として使用できない。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	的矢	H25	市道的矢通学線　転落防止鎖修繕要望　L=28m 転落防止のため鎖が張られていたが、ほとんどの箇所が切れており、危険なため修繕を要望。 避難路としても活用。トラロープではだめ。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	的矢	H24	市道的矢里線　法面崩落危険箇所整備要望 避難経路（1番組・2番組の唯一の避難路）となっているが、土砂崩れ等の危険性があるため、防護柵等で避難路が確保できるような対策を要望。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵ヶ丘	R6	市道恵利原迫間線の路肩整備工事				D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵ヶ丘	R5	防災倉庫の新設について			D	D	D	新たな防災倉庫の確保につきましては、今後、市全体の整備等を考慮し、精査・検討します。また、地区においてもコミュニティ助成金等の活用による整備についても、ご検討をお願いします。	防災危機管理課
磯部	恵ヶ丘	R3	市道恵利原迫間線　舗装補修要望（完成後に要望を消したい）	B	B	B	A	D	令和5年度、令和7年度に一部対応済みです。残りの部分については優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵ヶ丘	R2	市道学校第一支線　法面の樹木の剪定と雑木の伐採（R5未実施分）【R5：隣接家屋に接触しそうな樹木の剪定は実施済】	D	D	A	A	A	令和5年度に対応済みです。	建設整備課
磯部	恵ヶ丘	R1	市道恵利原迫間線　道路が傷んで亀裂陥没しているため修繕してほしい。 K氏宅からN氏宅、K氏宅からセレモホール、セレモホールを過ぎた所、ソーラーパネル付近。	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵ヶ丘	H30	集会所土手の補強整備	D	D	D	D	D	今後、十分調査検討します。	磯部支所
磯部	恵ヶ丘	H28	恵利原迫間線の道路拡幅を要望します。（恵ヶ丘北線）	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵ヶ丘	H19	道路角切　K氏宅前	D	D	D	D	D	用地調整について、合意形成が図れれば、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	恵ヶ丘	H17	恵利原迫間線(38)側溝整備　L＝100.0m（K氏宅からY氏宅まで） 平成19年度の要望に対するご回答は土地に問題ありとありましたが現状は私有地境界が道路側に出入りしており（境界釘有）道路として共用しています。道路幅との対応を含め再検討をお願いします。（完成後に要望を消したい）	D	D	B	A	A	令和5年度、令和7年度に対応済みです。	建設整備課
磯部	恵ヶ丘	H17	道路角切　N氏宅前	D	D	D	D	D	用地調整について、合意形成が図れれば、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【志摩市への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	迫間梶坊	R7	市道山原迫子線　アスファルト路面の段差・垂みの補修					A	令和8年度に対応予定です。	建設整備課
磯部	迫間梶坊	H30	準用河川梶坊川堆積土砂の除去	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	迫間梶坊	H21	道路新設　L=700m　W=6m　歩道=2m 市道山原迫子線から県道南勢磯部（JAライスセンター付近）の間	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	銀河の里	R7	電柱（レストランド支12）に防犯灯を設置してほしい。					A	令和7年度に設置対応済みです。	防災危機管理課
磯部	銀河の里	R7	電柱（レストランド支14）に防犯灯を設置してほしい。					A	令和7年度に設置対応済みです。	防災危機管理課
磯部	銀河の里	R2	市道迫間築地線から銀河の里地内に入る道路のマスの蓋設置要望	D	D	D	D	D	対応については、優先度を自治会からヒアリングを行ったうえで、現場調査等を行い、実施について検討します。	建設整備課
磯部	銀河の里	H23	原材料（アスファルト）支給要望 平成24年度以降についても、支給を要望します。	D	B	B	B	B	毎年継続にて対応しております。	建設整備課
磯部	堀切	R4	市道堀切里中線　舗装補修要望		D	D	D	A	令和8年度に対応予定です。	建設整備課
磯部	梶坊田舎暮らしの郷	R7	田舎暮らしの郷地内の生活道路（半分市・半分自治会名義）の舗装及び他の市道と同扱い要望					E	志摩市道路認定基準に関する要綱の認定の基準に該当しないため、本件道路の市道認定は極めて困難です。つきましては、令和8年度に新たに法定外公共物等整備事業補助金を創設しましたのでご活用ください。	建設整備課

磯部町自治会連合会

地区別要望事項一覧

【三重県への要望】

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【三重県への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	五知	H30	国道167号線五知交差点の信号機設置	D	E	D	C	C	令和8年2月に鳥羽警察署から、「バイパス開通後に交通量等の調査を行った結果、現時点では信号機設置の必要は低いと考えられます。しかしながら、横断者の安全確保や国道167号通行車両の速度抑制等の問題がありますので、他の安全対策を講じていきます。」との回答がありました。今後も関係機関と調整し、粘り強く要望していきます。	防災危機管理課
磯部	沓掛	R1	野川の護岸工事（L=11.00m）護岸が崩れてきている。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	沓掛	H21	2級河川野川河床土砂撤去 沓掛石橋のある通称五家井（ごけい）の河床は度重なる大雨で土砂が堆積し洪水の逃げ場がなく極めて危険な状態に陥っており至急これの解消（令和6年度に要望内容修正）	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	沓掛	H20	2級河川野川の護岸復旧　L＝40m　（沓掛橋上流付近）　カーブ外側護岸の侵食	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	沓掛	H14	2級河川野川に架かる沓掛石橋の安全性確認と必要であれば補修、新替え。歴史ある重要な交通路で、現在も頻繁に利用されている橋であるが、安全性について不安がある。（令和6年度に要望内容修正）	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	沓掛	H14	国道167号線の沓掛からふれあい公園までの歩道設置、側溝蓋掛け等整備（H14・H23要望をまとめた）	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	山田	R1	県道47号線 亀甲羅状態が目立つ。雨が降ると水が溜まるため舗装修繕をお願いしたい。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	山田	H27	県道の路肩等の草刈り（現状にあった作業をお願いしたい。）	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	山田	H24	2級河川野川・山田川　葦撤去 豪雨時に繁殖している（河川を覆っている）葦により、河川が氾濫し、農地等への影響が懸念される。平成26年度に部分的に対応済だが、上流部をお願いしたい。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。 平成31年度に三重県が一部対応済みです。	建設整備課
磯部	山田	H23	県道鳥羽磯部線　法面崩落　L=50m　H=3.5m 山田地内山口橋付近の法面の補修。崩落の危険性あり。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	山田	H17	県道鳥羽磯部線道路整備、青ノ峰登り口より　L＝1300m	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【三重県への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	山田	H17	2級河川野川河川改修、野川・山田川合流点下流	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。 平成31年度に三重県が一部対応済みです。	建設整備課
磯部	上之郷	R1	県道鳥羽磯部線 上之郷92-6宅横、大雨で土砂が流れ崩れているため土手の改修	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	上之郷	H23	国道167号　交差点再整備要望 近鉄上之郷駅前の横断歩道を渡るときに、標識の柱や電柱で車が見にくいため、身を乗り出し危険。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	上之郷	H20	国道167号の横断水路拡幅　（松雲堂付近） 国道167号の下にある排水管が細いため、大雨が降ると雨水が排水されずあふれるため、排水管を太くしてもらいたい。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	上之郷	H20	国道167号の歩道補修　L＝100m　（松雲堂付近）　路面補修、幅員狭小	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	下之郷	R5	市道中田線と市道磯部駅前区画2号線との間の歩行者信号機新設			C	C	C	令和8年2月に鳥羽警察署より、「歩行者用信号機の設置に関しては、本部交通規制課に要望を伝えます。」との回答がありました。	防災危機管理課
磯部	下之郷	R1	磯部川のフラップゲートの更新をお願いします。 応急修理から数年経過しており、完全に新しいフラップゲートに取り換えて下さい。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	下之郷	H20	県道南勢磯部線の歩道・自転車道の設置　（長崎橋から旧木場鉄工所跡まで） 通学路にもなっており見通しが悪いところもあり危険である。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	下之郷	H20	2級河川前川のフラップゲート設置及び浚渫　6カ所、L＝130m　（下之郷ポンプ場付近） 磯部川合流点で堆積土砂多く、水位上昇時に民家へ排水逆流するため、左岸フラップゲート（6カ所）及び浚渫を要望。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	下之郷	H20	県道南勢磯部線（磯部橋）の橋梁整備　L＝60m　　橋梁幅員狭小	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	下之郷	H20	県道南勢磯部線の横断管改修　L＝10m　（H氏宅付近） 横断管狭小による上流部浸水	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【三重県への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	下之郷	H20	県道南勢磯部線の側溝整備　L＝65m　（下之郷ポンプ場付近） 素掘側溝のため雑草繁茂による流水阻害	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	下之郷	H20	県道南勢磯部線の法面土留及び法面保護　L＝60m　（下之郷ポンプ場付近） 河川の越流による法面崩落及びため池部分侵食防止保護。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	飯浜	H26	県道　　枝払い	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	飯浜	H26	県道　　雑木伐採	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	恵利原	R7	磯部神社から佐美長神社までの歩道（通学路）へ伸びた木の剪定及び伐採					C	令和7年度に三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	恵利原	R6	2級河川磯部川の氾濫に係るライブカメラの設置				C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	恵利原	H25	堆積土砂除去要望　2級河川磯部川 大正橋付近の磯部川に土砂が堆積し、葦が河川一面に生い茂っている。以前から台風等で大水が出た場合、大正橋は冠水し通行が不可能になることはもとより、近隣の住宅近くまで泥水が及んでいた。 引き続き上流部をお願いします。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	川辺	H27	県道磯部大王線。道路舗装補修	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	川辺	H27	県道磯部大王線。歩道補修	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	川辺	H26	2級河川磯部川下流域　地籍土砂の除去　　L80m 河川氾濫時に昇水が懸念されるため東事務所から日比クリニック間の河川敷に堆積した土砂の除去、及び繁茂した葦の除草をお願いします。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	川辺	H26	2級河川磯部川　堤防の桜処置管理　L180m 全国的に問題になっている「堤防の桜」の樹勢減衰による腐朽進行、倒木、架線への障害部分の処置管理をお願いしたい。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【三重県への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	迫間第一	R1	南勢磯部線交差点の改良 交差点の形状が「いびつ」なため右折しづらく、また信号点灯時間も短いため渋滞となる場合が多くみられる。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	迫間第一	H30	市道迫間築地線・県道南勢磯部線の側溝整備	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	迫間	R1	2級河川　大谷川　浚渫工事（池田川合流地点から上流の大谷橋まで）	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	迫間	H30	大谷川浚渫工事（池田川合流地点から上流の大谷橋まで）	D	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	築地	H25	二級河川池田川　井堰下流土砂撤去要望 前年度に井堰の補強を行ったが、下流側に土砂が堆積していることから、大雨時に井堰の下が落水により抉れて井堰が崩れる恐れがあり、堆積土砂の撤去を要望。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	築地	H20	2級河川池田川堤防崩落箇所の補修(2カ所)	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	築地	H20	2級河川池田川右岸の護岸整備　L＝30m　（三重ナルミ付近） 護岸に亀裂が発生し、崩落する危険があるため。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	築地	H20	2級河川池田川の浚渫　L＝320m　（落合橋周辺）　堆積土砂除去	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	山原	R1	2級河川　池田川　地蔵川との合流点における川底浚渫工事 大雨、台風などの都度、川が氾濫し、畑・道路が浸水するため危険。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	山原	H23	2級河川地蔵川　護岸整備要望 増水時には相当の水量があり、個人所有敷地の浸食が進んでいる。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。 自治会の用地調整が必要です。	建設整備課
磯部	夏草	H25	県道南勢磯部線　スピード抑制表示看板設置要望 夏草交差点から峠への入口付近のカーブがきつく、ガードレールに接触する車が時折見られる。道路にスピードを抑えるような標示あるいは看板をつけてもらえるよう要望。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【三重県への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	夏草	H25	県道南勢磯部線　不法投棄対策要望 上ノ木馬付近の県道沿いに駐車スペースがあり、車を止めてごみを捨てる事態が後を絶たない。付近の田を管理する区民が自主的に掃除をすることもあるが、駐車できないようポールを設置するなどの対応を要望。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	穴川	R1	穴川浅野バス停付近の民家入口の暗渠が側溝より狭小のため、大雨が降ると多量の雨水が民家に流れ込む。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	穴川	R1	伊雑の浦護岸堤防の補修 黒岩地区の護岸堤防が亀裂しているので、地震により護岸堤防が崩落する可能性があり、それに伴い津波の被害が増幅されると考えますので、補修工事を要望します。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	穴川	R1	二級河川池田川　川底の浚渫工事　L＝おおむね300m 長年の歳月で多量の土砂が堆積して少量の雨でもすぐに井堰から川水があふれ出る状態です。 また、水田への用水路入口付近が土砂により取水困難を起こしている。 なお、川底が浅くなっているため渇水期になれば貯水量が不足しますので、浚渫工事を願います。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	穴川	H20	県道磯部大王自転車道の路面嵩上　L＝150m （谷川原自動車裏付近） 大雨時には常時冠水。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	坂崎	R1	坂崎区内　高潮による冠水防止対策	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	坂崎	H29	二級河川日の出川の堆積土砂除去と樹木伐採	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	坂崎	H20	坂崎港の防波堤修理 （坂崎漁協前） 防波堤の鉄板の腐食がひどく、高波のとき心配であるため補強工事をお願いします。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	坂崎	H20	2級河川日出川の護岸整備　L＝20m （磯部・阿児境付近） 護岸の老朽化	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	三ケ所	H23	堤防管理道路側溝蓋設置及び通行許可 志摩広域消防組合に配備されている緊急車両が大型化されたことにより、市道三ケ所線が道路幅が狭く通行できないため、堤防管理道路に設置の側溝に蓋を設置し、通行できるよう要望。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	三ケ所	H20	防潮堤内前の投石（敷石）の沖への移動防止	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【三重県への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	三ケ所	H20	防潮扉等の金具改善及び自動化	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	渡鹿野	R1	渡鹿野の和田堤防の突堤に亀裂が入り使用に耐えません。 修繕をお願いします。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	渡鹿野	H23	渡鹿野堤防道路側溝修繕 道路とともに側溝が沈下して、約30mの側溝の端が集水桝より低いため水が流れず、常時水が側溝に溜まる。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	渡鹿野	H15	渡鹿野島対岸（和部）の船着場の改修　船着場の拡幅・浮桟橋化	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	的矢	H26	県道鳥羽磯部線　ガードレールの設置　L30m 県道と河川（藤谷川）が並行する場所で急カーブになっているため危険であるためガードレールを設置をお願いします。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	的矢	H23	県道鳥羽磯部線　拡幅工事　L=500m　W=4.2m 広域連合のごみ処理施設へのアクセス道路としての利用が多くなり、道路幅員狭小のため、拡幅を要望。 鳥羽市のごみ収集車がよく通行するようになったため危険。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	的矢	H20	県道鳥羽磯部線の道路改良　L＝3,000m　（的矢～鳥羽） 道路幅員狭小。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	的矢	H20	堤防の早期完成	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	的矢	H20	港への荷揚場設置　（的矢駐車場付近）	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	的矢	H19	2級河川藤谷川の護岸整備、河川改良　L＝50+30＝80m（2カ所）（河口から上流） 護岸の老朽化、降雨時の河川水量の見直し。 ※令和2年2月　一部内容変更。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	川辺 迫間第一	R1	国道167号線 道路沿いの草刈り（迫間西交差点の迂回路）	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課

【様式2】 令和7年度　単位自治会　継続要望一覧表　　【三重県への要望】

地域	地区	要望年度	事　業　名	実現性ランク					回答内容	担当課
				R3	R4	R5	R6	R7		
磯部	下之郷 飯浜 的矢	H20	県道南勢磯部線の道路改良　L＝4,300m （旭電器先～ふるさと林道入口先） 道路幅員狭小、雨天時冠水。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	山田 上之郷	H20	県道鳥羽磯部線の歩道整備　L＝500m （近鉄踏切～市営山田住宅） 歩行者等の安全確保（通学路となっている）	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	川辺 迫間第一	H20	県道磯部大王線の横断BOX改修　L＝11m 県道横断部のみ断面狭小のため上流部からの排水がはけず、周辺家屋が浸水。	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。	建設整備課
磯部	迫間第一 夏草	H20	県道南勢磯部線の歩道整備　L＝1,500m （迫間第一集会所～夏草公民館前） 道路幅員狭小、歩行者等の安全確保（通学路となっている）	C	C	C	C	C	管理者である三重県へ要望済みです。 平成28年度に三重県が用地調査を実施しました。	建設整備課